

特別支援学校での教育(特に高等部の教育)に関する国の考え方

1 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議審議経過報告

(平成 22 年 3 月 24 日)

1. 特別支援学校における現状と課題

(3)職業教育・就労支援

障害のある児童生徒が、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。このため、福祉から雇用に向けた施策と同時に、職業教育や進路指導の充実など学校卒業後の就労に向けた取組を進めるなど、教育、労働、福祉、医療、保健などの関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

○現状・これまでの取組

就労拡大に向けた関係者の取組は進みつつあるものの、平成 21 年 3 月に卒業した特別支援学校高等部（本科）の卒業生のうち、就職した者は 23.7%と依然厳しい状況にある。

文部科学省においては、「障害者福祉施策・特別支援教育施策及び障害者雇用施策の一層の連携の強化について」（H19.4 初等中等教育局長通知）の中で、関係機関の一層の連携強化を求めるとともに、厚生労働省と連携し、特別支援学校における職業教育や進路指導の改善を図り、職域・職種を拡大するための方策など先進的な研究を行う「職業自立を推進するための実践研究事業」を実施した（H19 年度～20 年度）。

また、新しい特別支援学校高等部学習指導要領においては、自立と社会参加に向けた職業教育の充実に関し、地域や産業界等と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定するとともに、特別支援学校高等部（知的障害）の専門教科として「福祉」を新設したところである。

○検討の方向性及び課題

（教育課程・指導内容）

特別支援学校高等部においては、職域の拡大も視野に入れつつ、時代のニーズに合った就労につながる職業教育に関する教育課程の見直しや就労に向けた支援方法の開発を推進する必要がある。

また、生徒自身が働くことについての意識を高めることができるようなキャリア教育に関する取組が必要であり、小・中学部段階からの職場体験活動の機会拡大など多様な就業体験の充実を図るとともに、体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入についても取り組むべきである。さらに、生徒の就労意識を高める上では、保護者の接し方が重要であることから、様々な機会を通じて保護者の理解促進・啓発を図る必要がある。

（関係機関・企業等との連携）

特別支援学校とハローワーク等の関係機関が連携し、企業関係者向けのセミナーや学校見学会を開催し、企業側の障害者雇用への理解促進を図ることが求められる。また、特別支援学校の進路指導担当教員が地域の就労支援ネットワークに参画し、学校における職業教育の状況や就労支援、生活支援等に関する情報をハローワーク、職業センター、企業等と共有することも大切である。

さらに、現場実習先の開拓や就労先の拡大のため、特別支援学校に就職専門員としてハローワーク退職職員等を配置することも有効と考えられるほか、就労支援における「個別の教育支援計画」の活用に当たり、関係機関との連携強化、家族の理解啓発、個々の生徒の特性・障害の状態の把握や必要な支援の提供等について検討することが必要である。

このほか、特別支援学校において農業高校や工業高校等の充実した職業教育のための施設の利用を含めた連携・交流を図ることは、専門的な技術の習得など職業教育・就労支援を充実する上で有効である。また、高等学校に在籍する支援が必要な生徒に対して、特別支援学校が連携して職業教育や就労支援を行うことができるよう検討することも必要であるとの意見があった。

(中略)

4. 高等学校における特別支援教育

平成 21 年 8 月、本協力者会議高等学校ワーキング・グループ報告「高等学校における特別支援教育の推進について」において、次の事項について提言した。

- 1 高等学校における特別支援教育の必要性
- 2 高等学校における特別支援教育体制の充実強化
- 3 発達障害のある生徒への指導・支援の充実
- 4 高等学校入試における配慮や支援等
- 5 キャリア教育・就労支援等

高等学校における特別支援教育の取組は緒についたばかりであり、今後、先進的な取組事例の蓄積、成果を踏まえつつ、上記の提言に沿って、高等学校における特別支援教育の推進、充実に積極的に取り組む必要がある。

2 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理(平成 22 年 12 月 24 日)

1. インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について

- 2 本特別委員会は、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念とそれに向かっていく方向性に賛成する。
- 3 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(3) 一貫した支援の仕組み

- 4 特別支援学校では、個別の教育支援計画を活用し、幼稚部・小学部・中学部・高等部で一貫性のあるキャリア教育を推進し、卒業後の継続した支援を行っている。また、進路指導において、子どもが自分の進路計画を自ら作っていくというような取組も始まっている。これらの取組を一層発展させるとともに、特別支援学校以外の障害のある子どもにも広げていくことが望ましい。

＜参 考＞大学入試センターでの受験特別措置（平成23年度受験案内より抜粋）

○出願資格と証明書類

出願資格	証明書類
「高等学校」（特別支援学校の高等部を含む。）又は「中等教育学校」の平成23年3月卒業見込者	不要（学校長が一括証明）
「高等学校」（特別支援学校の高等部を含む。）又は「中等教育学校」の卒業生	卒業証明書（コピーは不可）

○受験特別措置

区 分	対象となる者	措 置 例
①視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> 点字による教育を受けている者 良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者 両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者 上記以外の視覚障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 点字解答・文字解答 拡大文字問題冊子の配布 窓側の明るい座席を指定 照明器具の持参又は試験場側での準備
②聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> 両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 上記以外の聴覚障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳士等の配置 注意事項等の文書による伝達 座席を前列に指定 補聴器又は人工内耳の装用 リスニングの免除
③肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 両上肢の機能障害が著しい者 上記以外の肢体不自由者 	<ul style="list-style-type: none"> チェック解答・代筆解答 介助者の配置 試験室を1階に設定 トイレに近い試験室で受験 車椅子、杖の持参使用 試験場への乗用車での入構
④病弱	<ul style="list-style-type: none"> 慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 	<ul style="list-style-type: none"> 別室の設定 試験室を1階に設定 杖の持参使用
⑤発達障害	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため特別な措置を必要とする者 	<ul style="list-style-type: none"> 試験時間の延長 チェック解答 拡大文字問題冊子の配布 別室の設定 トイレに近い試験室で受験
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑤の区分以外のもので特別措置を必要とする者 	<ul style="list-style-type: none"> 別室の設定 トイレに近い試験室で受験 座席を試験室の出入口に近いところに指定

○受験案内(別冊)「5. 障害別受験特別措置内容一覧」

【オ】発達障害

特別に措置する事項	(審査のうえ許可される事項)		必要な提出書類
すべての科目において措置する事項	英語リスニングにおいて措置する事項		
	試験時間	音声聴取の方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長(1.3倍) 注3 ・チェック解答 注3・4 ・拡大文字問題冊子の配布(一般問題冊子と併用) 注5 ・別室の設定 注2・3 ・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構 ・トイレに近い試験室で受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長(1.3倍)を希望する者は、以下①又は②のいずれかを選択 注7 ① 1.3倍に延長(連続方式) ② 1.3倍に延長(音止め方式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長(1.3倍)を希望する者 CDプレーヤー(監督者が操作)にヘッドホンを接続 注8 ・チェック解答を希望する者 ICプレーヤー(監督者が操作を補助)にヘッドホンを接続 注8 ・上記以外の者 ICプレーヤーにイヤホンを接続 注6 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験特別措置申請書 ・この冊子とじ込みの診断書(発達障害関係1) ・状況報告・意見書(発達障害関係2)

注2 別室の設定を希望する者は、身体障害者等受験特別措置申請書(21)「その他の希望措置」欄に、別室が必要な理由を記入してください。また、別室が必要な理由が記載された「医師の診断書(障害の区分に応じたもの)」を提出してください。

なお、別室については、一人一室にならないこともあります。

注3 別室の設定、試験時間の延長(1.3倍)又はチェック解答を希望する者は、受験教科(ただし、数学については、数学①及び②、理科については、理科①、②及び③の試験時間帯)を、身体障害者等受験特別措置申請書裏面(25)欄で選択してください。選択した教科以外は、受験することができません。また、出願後は、受験教科の変更はできません。

注4 チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。なお、数学及び理科においては、下書き用紙を配布します。

注5 拡大文字問題冊子は、一般問題冊子と比べて、文字の拡大が1.4倍(14ポイントのゴシック体)、面積倍率が2倍となっています。

注6 リスニングで使用するイヤホンが耳の形に合わず装着できないため、ヘッドホンの貸与を希望する者は、別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要があります。詳しくは受験案内 36 ページを参照してください。この措置は、受験特別措置申請書では申請できません。

注7 出願後は、延長方式の変更はできません。

注8 ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方を希望する場合は、身体障害者等受験特別措置申請書(21)「その他の希望措置」欄に記入してください。